

## 社会保障と財政、速やかな一体改革を

### 政局ごっこ・権力ゲームに付き合っている余裕は無い

二〇一〇年度末の公債残高は国だけで六三七兆円、自治体と合わせると八六二兆円でGDPの一・八倍。社会保障給付費は二〇一一年度予算ベースで一〇七・八兆円（一般会計歳出では二八・七兆円三一・一％）。

公債の過剰発行により信用が失われ、仮に一％金利が上昇した場合、国だけで一般会計の七％に相当する六・四兆円の利払い増加となり、自動的に他の歳出を削ることになるが、これは文教予算五・五兆円全部を削っても追いつかない金額で、歳出の最大比率を占める社会保障は必ず大きなダメージを受ける。

他方社会保障の現水準は満足には程遠いもので、自然増に加えて充実を図る必要がある。

公債の過剰発行による信用喪失を回避し、必要な社会保障の充実を図るためには、「予算の組み換え」や「無駄の排除」という言葉ではなく、「金額の根拠」をもって財源を用意することが不可欠である。

財源確保のための奇手や打ち出の小槌はない。年金積立金の目的外使用は国債より悪質な後世代への負担転嫁であり、保有する海外債売却は一定の範囲を超えれば暴落や為替変動による資産価値喪失を招く。社会保障の充実には社会保険料と税を組み合わせた財源調達と一体で考えなければならない。

稼いだ者勝ちの市場原理主義ではなく再分配社会を選ぶなら、給付改善と負担の統一的改革は今でもすでに遅すぎるほど切迫した課題である。

現政権が自公政権時代の負の遺産を背負いつつ着手した『社会保障・税一体改革』の検討は内容的には地公退の問題意識と重なる点が多かったが、政権の求心力・推進力に疑問符がついていた。また、自治体と国の分担と協力のあり方が生煮えという危惧があった。果たせるかな六月二日に「社会保障改革に関する集中検討会議」が提起した「社会保障改革案」は、自治体・総務省の問題提起、収支の全体像を示さずに負担回避を主張する与党の一部の意見などが噴出

### 提起された内容は精査が必要

公表された案の個別分野では①子ども・子育て支援、若者雇用対策②医療・介護等のサービス改革③年金改革④貧困・格差対策、低所得者対策について、それぞれ前政権時代を含みこれまでに蓄積されてきた知見やデータを継承して、充実（財源十）と効率化（財源一）を提言している。充実については水準について不十分さを感じるものの、多くの提言は方向として歓迎できる。効率化についても社会保障の充実と持続のためには全てを否定すべきではないと思われ。いずれにしても給付と負担を統一的に検討する必要がある。

しかし、地公退の従来からの主張として受け容れ難いテーマもあり、現役労組を含む関係者との率直な意見交換が必要である。以下、討議素材として例示的に評価・問題点を提起する。

（なお、この議論を通じて「全世代型社会保障」という言葉がしばしば使用されているが、サービス・給付に関して全世代の必要に応

し、予定した六月二〇日の成案発表が出来ず迷走した。

「社会保障改革案」に関連して開催された六月一六日税制調査会で紹介された税調委員の次の意見（発言者は記載されていない）は政府・与党の議論水準を示している。

- 政権与党に課せられている宿題は、社会保障制度の持続可能性を維持することと、二〇一五年にプライマリーバランスを半減し、二〇二〇年にはバランスさせること。この二つに加え、子どもの問題や医療の充実をやっていくと、二〇一五年には五％の消費税増税はどうしても必要。
- 金利が上昇し、利払費を払えなくなったら、デフォルトを起こしてしまうが、それは絶対に避けなければならない。その上で、社会保障を充実しなければいけないとすると、本当に五％で足りるのだろうか。

- 社会保障の財源確保のために、消費税率の引上げを拙速に決定することについては、反対である。
- 日本は第二次大戦後はお金を刷って財政を賄ったのに、なぜ今、日本でそれができないのか。税率を上げれば景気が更におかしくなる。こういった素朴な質問に答えられなければならない。赤字国債を数十兆一気に出して復興のために使うというのが国民の声ではないか。

与野党を問わず、負担増を提起すると選挙で当選がおぼつかないから社会保障と財政の破綻を見過ごすとするのなら、社会の利益より自分の議員身分を優先したことになるのではないか。

震災復興と社会保障・財政一体改革は待ったなしの課題である。政治家の権力欲・保身のための政局ごっこ・権力ゲームに付き合っている余裕は無い。

じた設計をするという意味では共感できる。しかし、経営者団体が負担に関してこの言葉を用いるときは社会保険料の事業主負担回避Ⅱ社会保障ただ乗りの言い換えに過ぎないので、留意したい。

### 積極的に推進すべきテーマと課題

- \* 被用者医療保険・厚生年金保険の適用拡大↓事業主の社会保障ただ乗りを防止し、労働者の権利を守るため重要。雇用保険並びまで拡大とする考え方が例示されているが、その場合年金については全被用者に事業主負担を課す追加措置の検討が必要。

- \* 総合合算制度（低所得者の医療・介護・保育・障害の自己負担について制度横断的に世帯合算で上限設定）↓①制度横

断的に低所得者の負担を軽減する総合算制度は歓迎するが、同じ手法で導入可能な給付上限設定に結びつく社会保障個人勘定には反対。②共通番号を前提としているが、番号に関しては厳密な条件が必要。

\* 高齢者医療制度見直し↓少なくとも「高齢者医療制度改革会議」の到達点を速やかに法律化すべき。

\* 介護納付金・高齢者医療支援金の総報酬割（健保組合・共済組合等からの拠出を人数割から総報酬割に変更、高賃金組織の負担増になる）↓基本的に応能負担化を支持。

\* 介護Ⅱ地域包括ケア充実、施設ユニット化、従事者増強↓推進すべきだが水準が課題。

\* 介護Ⅱ低所得者一号保険料軽減強化↓推進すべきだが水準が課題。

\* 国保財政運営の都道府県単位化↓公的皆保険の基盤である国保の安定化のために重要。一歩進め都道府県を保険者とし、市町村と連携して運営すべき。

\* 国保低所得者保険料軽減拡充↓皆保険の維持に不可欠。

\* 年金Ⅱ低所得者・障害基礎年金加算↓歓迎するが、見合い財源を特定する（高所得者年金削減）方式は、予算編成権放棄のペイアズユーゴー原則誤用による制度内調整の轍を踏むもので、とるべきではない。

\* 在職老齢年金見直し↓労働意欲向上につながり結果的に年金財政への貢献が期待できる。

\* 被用者年金の一元化↓速やかに実現すべき。実施する場合は①前回法案にあった制度沿革を無視した「追加費用の削減」は削除する②共済組合組織は存続する③職域部分を廃止するときは公民比較に基づき均衡ある制度を作る、ことが必要。

\* 年金標準報酬上限引き上げ（例：医療保険上限並み）↓基本的に応能負担化を支持。

### 慎重に検討すべきテーマ

\* 介護「給付の重点化」や「要介護認定者数の減少」目標生活支援・要介護度の軽い者の切捨てを意味しているのであれば制度発足の理念に反しており認め難い。

\* 医療受診時定額負担（例示額 一〇〇円）①高額療養費負担軽減と見合い財源とする方式はとるべきではない、必要財源は保険料で調達すべき。②財源としてより受診抑制効果が期待されており、低所得者に被害。

\* 新しい年金制度創設① 全ての人が加入する所得比例年金Ⅱ 必要性と実現可能性に根本的な疑問があり、撤回すべき。

\* 新しい年金制度創設② 税を財源とする最低保障年金Ⅱ 事業主負担の家計転嫁、長期にわたる移行管理のコストとリスク、既裁定者は払い終えた保険料の二重払い等の基礎年金税方式化と共通の問題があり、撤回すべき。

\* 年金受給資格期間の短縮Ⅱ①給付金額の低い受給者を多数生み出す、②モラルハザードをひきおこすなどの危惧がある。皆年金制度を採るわが国には短期間資格は適合しない。

\* 高所得者年金給付見直しⅡ①基礎年金の税負担部分に関して一定の基準で減額するクローバックはありうる、基準・対象など具体論の問題。②低所得者・障害年金加算の見合い財源とする方式はとるべきではない。③税の公的年金等控除の縮減は、まず「復元を約束したマニフェスト」が実行されるべきで、論外。

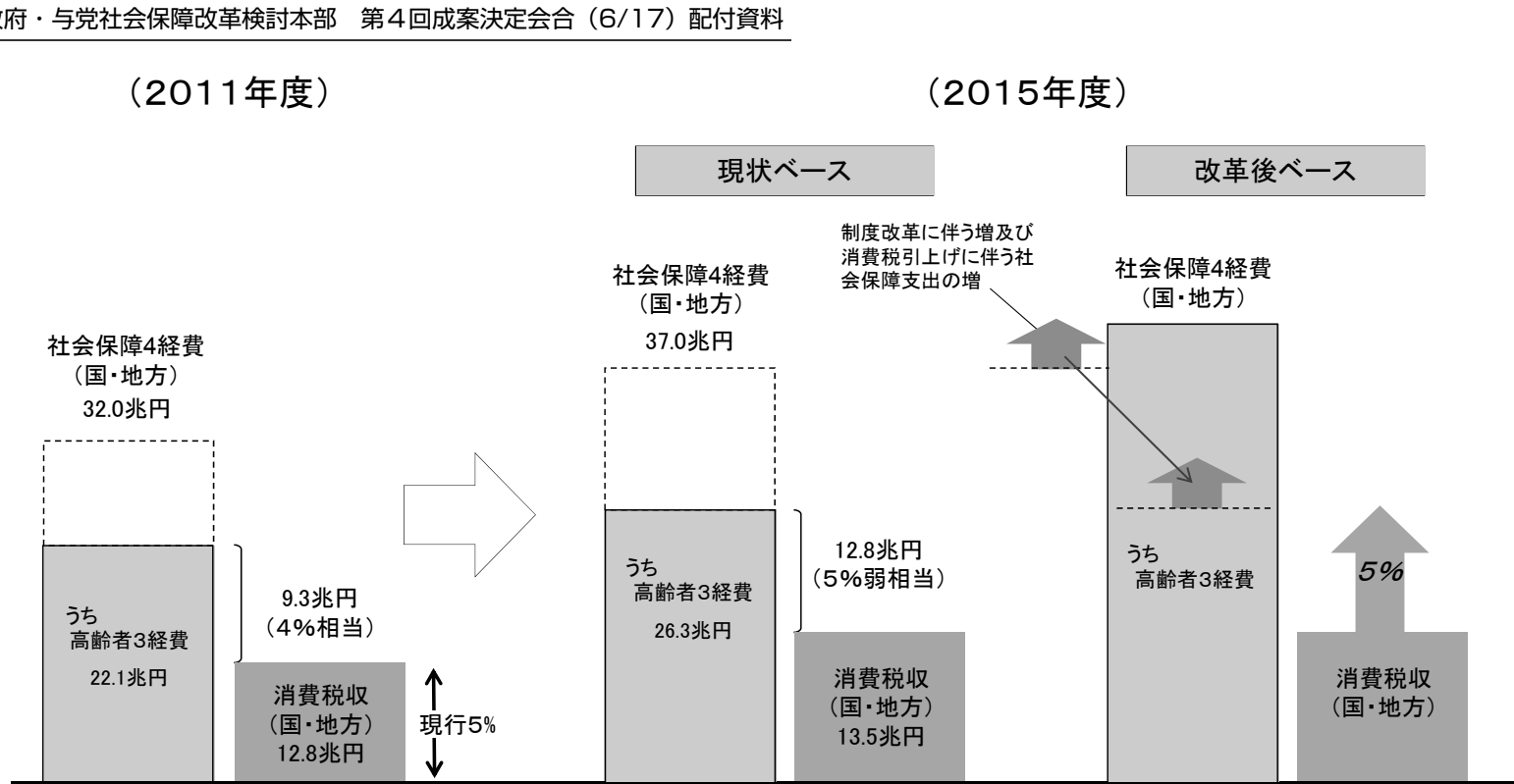
\* デフレ下のマクロ経済スライド発動Ⅱ既裁定者の立場としては年金名目額の削減は認め難い。

\* 年金支給開始年齢の引き上げⅡ既裁定者の立場としては、現役労働者の判断をまつ課題。少なくとも現在進行中の年齢引き上げを含めて雇用との接続が不可欠ではないか。

\* 生活保護の見直しⅡ過去に繰り返された「適正化」「水際

作戦」などの法の趣旨に反する運用を再現してはならない。また、劣等処遇思想による基準の引き下げをしてはならない。

### 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み



(注一) 消費税収は、現在は、国分は予算総則により高齢者三経費に充てられ、地方分は一般財源である。

(注二) 消費税収(国分)を充当する社会保障給付の具体的分野(二〇一五年度時点)は、高齢者三経費を基本としつつ、今後検討。

(注三) 社会保障四経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成二一年度税制改正法附則一〇四条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(二〇一一年五月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

(注四) 二〇一五年度の消費税収は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成二三年一月)に基づく推計(年央に改訂)。